

しょうがいしゃ ぎゃくたい ぼうしほう
「障害者虐待防止法」って？

しょうがいしゃ しょうがいしゃ ぎゃくたい せいめい
障害者への虐待は、生命や
ざいさん あんぜん じりつ
財産の安全をおびやかす、自立
しゃかい さんか
や社会参加をさまたげることにな
り、絶対にあってはならないことで
す。虐待は特定の人や場所
お 起きていてではなく、家庭や
施設、勤務先で気がつかないま
ま起きているかもしれません。まず
は、そのような認識を持つことが
たいせつ ぎゃくたい
大切です。また、虐待している
ひと ひと にんしき
人、されている人が認識がない
ばあい しょうがいしゃ ぎゃくたい
場合もあります。障害者虐待を
ぼうし しみん
防止するには、市民のみなさんが
ただ もんだい にんしき
正しくこの問題を認識することが
ひつよう
必要です。

しょうがいしゃ しょうがいしゃ ぎゃくたい しょうがいしゃ
障害者への虐待によって、障
がい者の権利や尊厳を侵害する
ことを防ぐ法律が「障害者虐待
ぼうしほう
防止法」です。



ぎゃくたい き つうほう
虐待に気づいたらすぐに通報を

かてい しせつ きんむさき しょうがいしゃ
家庭や施設、勤務先で障害者への

ぎゃくたい はっけん おも じじつ
虐待を発見、またはそう思われる事実

はっけん ひとり なや しょう
を発見したときは、一人で悩まず、障

がいしゃ ぎゃくたい ぼうし まどぐち れんらく
障害者虐待防止窓口へご連絡くださ

はや たいおう もんだい そうき かいけつ
い。早い対応が、問題の早期解決に

つながります。



しょうがいしゃ しょうがいしゃ ぎゃくたい
障害者虐待

ぼうし ぼうし ぼうし ぼうし ぼうし ぼうし
防止相談窓口

ぎゃくたい おも
「虐待 かもしれない・・・」と思ったら

にっちゅう じ じ
日中（9時～17時）

かわにし しょうがいしゃ ぎゃくたい ぼうし まどぐち
川西市障害者虐待防止窓口

☎072-764-6116

☎072-758-6250

や かん きゅうじつ
夜間・休日

かわにし しょうがいしゃ けいびいんしつ
川西市役所（警備員室）

☎072-740-1111

☎072-740-7338

✉ g-boushi@k-shakyo.or.jp



対象となる障がい者とは

「障害者虐待防止法」では、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む）のある人や、心身の障がいなどによって、日常生活が困難で援助が必要な人が対象となります。

「虐待される人」「虐待する人」両方を救うためには

虐待をしている側の家族、擁護者にも支援が必要な場合があります。虐待をしてしまう擁護者を含む家族全体を地域・社会全体で支援することが必要です。

虐待の種類

身体的虐待

（殴る、蹴る、閉じ込めるなど）

性的虐待

（わいせつな行為をする、させる）

心理的虐待

（著しい暴言、拒絶など）

ネグレクト

（衰弱させるような減食、放置等）

経済的虐待

（財産の不当な処分、不当な利益を得る）

通報について

通報することに対して不安や抵抗があるかもしれませんが。

通報者のプライバシーなどはしっかり守らせていただきます。

あなたの通報が、みなさんの穏やかな暮らしを守ることになります。

「？」や「！」をそのままにせず、一度お問い合わせください。

一人で悩まずに、まずは

一度ご連絡ください。

お話を聞かせてください。